

感染急増時における濃厚接触者等の対応について

本校でも陽性者が確認され、現在1つの学級が閉鎖となり、大変ご心配をおかけしております。

さて、今回の感染拡大局面においては、オミクロン株の特性により、これまでの対応では、保健所をはじめとする関係機関の対応が追いつかなくなることが危惧されています。その対応のため、令和4年2月1日付けにて、福島市教育委員会から新たな対応方針が通知されました。

つきましては、下記の内容を確認の上、適切な対応をお願いします。

記

1 濃厚接触者の確認について

- ※ 陽性者との接触者調査により、所属学級等が閉鎖となり、保健所の指示により学校から保護者に対し、自宅待機等の指導・監督についての連絡があった児童生徒については濃厚接触者となる。
- 学校内で児童生徒・教職員に陽性者が発生した場合は、学校が校内の濃厚接触者の調査と確認を行い保健所に報告する。
- 同居家族に陽性者が発生した場合は、引き続き保健所が濃厚接触者を特定し、検査や調査を行う。

2 濃厚接触者への対応ならびにPCR検査について

- 濃厚接触者の自宅待機期間を「陽性者との最終接触日の翌日から7日間」に変更する。
- 濃厚接触者は原則、自宅待機とし、その間に咳、発熱等の症状が出た者に対してPCR検査を実施する。
- 濃厚接触者については、自宅待機の期間中に発熱等の症状が出たときは、保護者から学校に連絡を入れる。連絡があった児童生徒について、各学校は1日ごとに取りまとめ、保健所に報告をする。
- 学校からの報告をもとに保健所から保護者に連絡を入れ、PCR 検査を実施する。
- 学級閉鎖の対象となる生徒の保護者は以下の対応を行う。
 - ・ 自宅待機を徹底し、外出は原則禁止とする。
 - ・ 発熱、咳、のどの痛みなどの症状が少しでも出た場合には学校に連絡する。

3 家族が濃厚接触者となった場合の対応

- 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合の登校等に係る対応は以下の通りとする
 - ・ 同居家族が濃厚接触者に特定された児童生徒は、感染拡大防止のため、原則として出席停止とする。ただし、家庭内で十分な感染対策を講じており、濃厚接触者を含む同居家族及び児童生徒本人に一切症状が見られない場合に限り登校することも選択できる。なお、この場合の「症状」とは、喉の痛みや咳、鼻水等の軽い症状を含むものとする。
- 児童生徒が濃厚接触者として自宅待機する期間の、保護者等の勤務等に関する取扱については、事業所ごとの対応となるため、それぞれの所属先に確認し対応する。